

図書館・郷土資料館などの違い

施 設	内 容	専門職員・ 根拠法等
図 書 館	図書、新聞、雑誌などの印刷物や映画・CDなどのように、大量に生産・出版されたものを収集し、公開している施設です。 購入することにより所蔵資料を収集することができます。	司書 根拠法 「図書館法」
郷土資料館	発掘された埋蔵文化財、歴史資料、民俗資料などを収集し、保存公開している施設です。現物一点のみのものが多く、それらを展示という方法を通じて公開している施設です。 収集した資料の整理や保存は行われますが、展示以外での所蔵資料の一般的な閲覧機能はありません。	学芸員 根拠法 「博物館法」
区政資料室	板橋区が公表を前提に複数作成した計画書・報告書等の行政刊行物のほか、国や他の自治体の資料等を収集し、公開している施設です。 保存年限が経過した刊行物は公文書館に移管され、評価・選別の後に永久保存されます。	一般行政職 根拠法等 「区政資料室設置要綱」
公文書館	公務員が仕事をする上で作成した書類の中で、歴史資料として大切な公文書、区が作成した報告書・計画書等の印刷物そのほか地域に関する資料を集めて、選び、整理して保存し、公開する施設です。公開にあたっては、閲覧という方法をとっています。	アーキビスト (日本にはない資格) 根拠法 「公文書館法」